

埼玉県公金管理アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県の公金管理を安全かつ効率的に行うため、埼玉県公金管理アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置し、適宜、迅速かつ的確に、専門的な立場から助言を得る。

(業務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事項について、埼玉県会計管理者（以下「会計管理者」という。）への助言を行う。

- (1) 金融機関の選定に関する基準
- (2) 金融機関の経営状況の把握
- (3) 最新の金融情勢の見方・分析
- (4) 金融動向や金利見込み
- (5) 金融商品の選択にあたっての基準
- (6) 資金運用におけるポートフォリオ
- (7) 危機管理体制の発動について
- (8) その他公金の管理・保全・運用に関する事項

(選任)

第3条 アドバイザーは、会計・金融・法律をはじめ公金管理に関連のある専門分野について高い見識と経験を有する者の中から、本要綱等の内容について承諾を得た上で選任する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、原則1年とする。中途任用の場合、その年の属する年度末までとする。また、再任を妨げない。

(助言の方法)

第5条 会計管理者は、専門的な立場からの助言を得る必要があると認めるときは、原則として、アドバイザーと対面の上、助言を得るものとする。

- 2 会計管理者は、必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、電話若しくは電子メール等の通信手段、若しくはアドバイザーを同時に招集し助言を得ることができるものとする。

3 アドバイザーは、会計管理者の依頼がない時も、自発的に助言することができる。

(謝礼等)

第6条 謝礼については、別に定める。

(守秘義務)

第7条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(助言責任)

第8条 アドバイザーは、専門的な見地から第2条の業務について助言する。但し、助言内容について、損害賠償責任を負うものではない。

(情報公開)

第9条 アドバイザーへの相談内容は、埼玉県情報公開条例の不開示情報に該当するため、原則非公開とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会計管理課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。